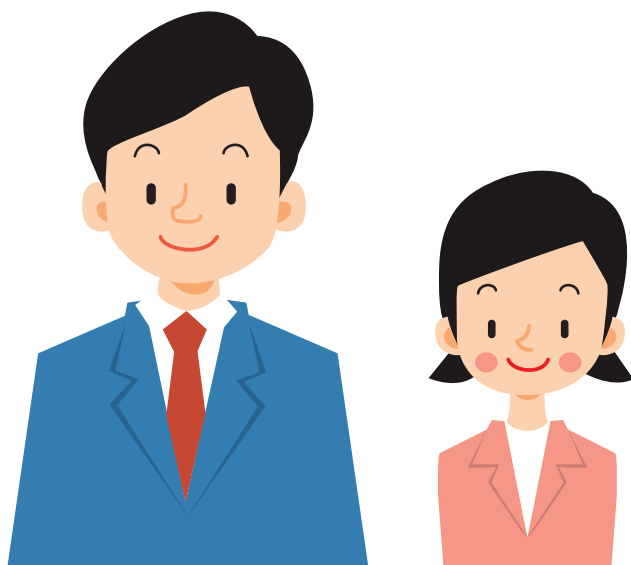


毎月勤労統計調査を 安全・円滑に 行うために

— 統計調査員のための安全対策マニュアル —



統計調査員の皆様へ

毎月勤労統計調査が良い成果を得るためには、皆様に調査の趣旨・内容をよく理解していただき、決められた方法で調査を円滑に進めていただくとともに、安全に調査を行っていただくことが大切です。

この『毎月勤労統計調査を安全・円滑に行うために—統計調査員のための安全対策マニュアル—』は、調査を始める前の心構え、事業所を訪問する際の基本的なマナー、事故を未然に防ぐための主なポイントなどをまとめたものです。

このマニュアルを随時確認して、安全かつ円滑な調査活動を行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

目次

1 自宅での準備のポイント

■ 調査を始める前に…

- ・ 調査の目的、内容、方法を十分理解しましょう…………… 1
- ・ 緊急時の連絡先を書きとめましょう…………… 2
- ・ あらかじめ、調査担当区域の状況確認を行いましょ… 3
- ・ 調査の結果知り得たことの秘密は守りましょ… 4
- ・ 無理のない訪問計画を立てましょ… 4

■ 調査に出かけるときは…

- ・ 体調に気をつけましょ… 5
- ・ 華美な服装は控えましょ… 6
- ・ 事業所の訪問は昼間のうちにすませましょ… 7

2 調査活動中のポイント

■ 事業所を訪問するときは…

- ・ 統計調査員証は、はっきり見せましょ… 8
- ・ 節度ある態度で応接ましょ… 9
- ・ 不用意に犬に近づかないようにしましょ… 10

■ スムーズに事業所を訪問するために…

- ・ 管理人等の理解、協力を得ましょ… 11

■ 調査で移動するときは…

- ・ 交通事故に注意ましょ… 12
- ・ 雨天時などは足元をよく見て歩きましょ… 13
- ・ 安全運転を心掛けましょ… 13

■ 防犯対策のために…

- ・ あなたの身の安全を優先ましょ… 14
- ・ 盗難に注意ましょ… 15

■ 紛失を防ぐために…

- ・ 書類の管理を徹底ましょ… 16

■ 事故にあったり、ケガをしたら…

- ・ すみやかに連絡ましょ… 17
- ・ 災害補償について…………… 18

1 自宅での 準備のポイント

■ 調査を始める前に…

.....

調査の目的、内容、方法を
十分理解しましょう

調査活動に入る前に『統計調査員必携』や調査票などをもう一度熟読し、調査の必要性、調査事項、調査方法などを理解し、事業所の方との応接に備えましょう。



緊急時の連絡先を 書きとめましょう

事業所の方からの質問の答えに困ったとき、調査への理解が得られないとき、事故や困難な問題が起きたときなどのための連絡先（都道府県統計主管課の担当者名、電話番号など）を『統計調査員必携』の所定欄に書きとめるとともに、このマニュアルの裏表紙にも書きとめ、調査の際には持ち歩くようにしましょう。



あらかじめ、調査担当区域の 状況確認を行いましょ

調査担当区域を巡回し、つぎのような点に注意して、あらかじめ区域の状況を把握するようにしましょう。

- ・ 夜間、街燈がとぎれるなど薄暗い場所はないか
- ・ 人通りの少ない場所はないか
- ・ 道路工事などの工事現場や資材置場などがないか
- ・ 犬等を飼っている家や事業所はないか
- ・ 橋や踏切り等の渋滞が起こりやすいところはないか



調査の結果知り得たことの 秘密は守りましょう

調査票に記入された内容や、あなたの質問に事業所の方が答えたことなど、調査の結果知ったことは、家族を含め他の人の目にふれたり、他の人に漏らしたりしないよう、その管理には細心の注意を払いましょう。

無理のない訪問計画を 立てましょう

自宅から担当地域までの交通機関の種類、所要時間などを調べ、無理のない訪問計画を立て、その全体計画は、必要に応じ、都道府県統計主管課の担当者に知らせるなど十分な連携をとりましょう。また、毎日の訪問予定を家族に知らせてから担当地域に出かけるとともに、予定が変更になった場合などは、そのつど家族に連絡しましょう。

天気予報等を確認し、気象の変化に注意しましょう。

■ 調査に出かけるときは…

体調に気をつけましょう

体の調子が悪いときは無理をしないで、よくなってから調査に出かけるようにし、常に健康に気を使いましょう。

急な病気やケガの治療などのため、調査が円滑に行えなくなるような場合には、すみやかに都道府県統計主管課の担当者に相談してください。



華美な服装は控えましょう

華美な服装や装身具、過度の化粧や香水は避け、履物は行動しやすいものにしましょう。また、特定の政党や団体（宗教団体を含む。）のバッジなどの着用は訪問した事業所に誤解を招く恐れがありますから、避けましょう。



事業所の訪問は 昼間のうちにすませましょう

事業所へは、電話などでなるべく昼間の都合の良い時間を聞くなどして、明るいうちに訪問できるように努めましょう。やむを得ず、夜間に訪問する場合は、暗い道や人通りの少ない道避けるなど、十分注意しましょう。



2 調査活動中の ポイント

■ 事業所を訪問するときは…

**統計調査員証は、
はっきり見せましょう**

調査の説明や聞き取りをする前に、毎月勤労統計調査の統計調査員であることをはっきりと告げ、『毎月勤労統計調査調査員証』を明確に提示しましょう。



節度ある態度で応接しましょう

事業所を訪問した際には、地方公務員として、厚生労働省が所管する統計調査という公務を行うために来訪したものであることを自覚し、事業所の方には、仕事として節度をもって対応するようにしましょう。

また、事業所の方には、明るく、やわらかい物腰で接するようにし、高圧的な言葉遣いやなれなれしい態度、酒気を帯びての訪問、政治や宗教などの話は避けましょう。



不用意に犬に 近づかないようにしましょう

犬を飼っている事業所を訪問したときは、不用意に犬に近づいたり、頭をなでるなどして犬を刺激して、かみつかれないようにしましょう。

事業所の中で放し飼いにしている場合や鎖につながれていても鎖が長い場合もありますので、十分注意してください。



■ スムーズに事業所を訪問するために…

管理人等の理解、 協力を得ましょう

アパート、マンション、ショッピングモール内などの事業所を訪問する場合、管理人事務所に、事前に来訪の趣旨、調査の目的、必要性などを説明し、協力を得て調査を始めるようにしましょう。

なお、できる限り玄関口等で調査を行うようにしましょう。

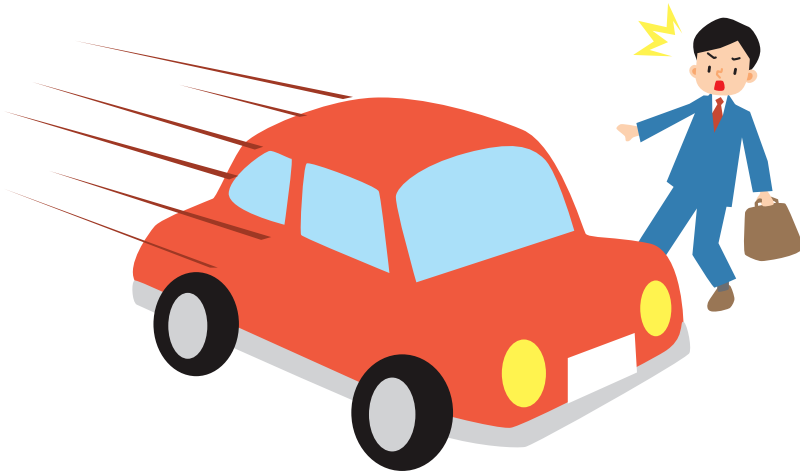


■ 調査で移動するときは…

交通事故に注意しましょう

見通しの悪い交差点などでは、車やバイクの急な飛び出しに気をつけ、慎重に行動するようにしましょう。

特に、夕方や夜間は、車の運転手から歩行者が見えにくい場合もありますから、事故にあわないよう、十分注意してください。



雨天時などは足元をよく見て歩きましょう

事業所を訪問するため、歩行中に調査関係書類などを見るときなどは、段差などにつまずかないよう、立ち止まり、足元には十分注意して確認するようにしましょう。

特に、夜間は足元が見えにくく、雨天、降雪時は滑りやすくなっているので、慎重に行動してください。

安全運転を心掛けましょう

自転車で出かけるときは、事前に点検し、交通ルールを守って安全な運転を心掛けましょう。

工事中の場所は通行を避けるなどし、夕方や夜間、雨天、降雪、路面凍結などの時はスピードを落とすなど、十分注意しましょう。

■ 防犯対策のために…

あなたの身の安全を 優先しましょう

調査活動中でも、身の危険や不安を感じたら迷わず引き返し、都道府県統計主管課の担当者に相談してください。無理をしないで、まずあなたの身の安全を優先しましょう。



盗難に注意しましょう

調査活動中は、調査関係書類の入った袋や自分の持ち物は手元から離さないようにしましょう。

歩行中は袋を車道側に持たないようにして、バイクなどによるひったくりに気をつけましょう。

自転車を使って調査する際は、カゴに入れたままにしないようにしましょう。

特に、調査票、事業所名簿など事業所の情報が記入されている書類は、盗難にあわないように自宅でもしっかり管理してください。



■ 紛失を防ぐために…

書類の管理を徹底しましょう

自宅等で調査票や調査に関する書類などを管理する場合、調査の関係書類であることを明確にし、ひとまとめにして管理しましょう。テーブルにある新聞・雑誌・チラシなどに紛れることのないよう、くれぐれも注意しましょう。

記入された調査票の枚数や調査に関する書類などについては、定期的に確認しましょう。万一紛失があった場合、早期に発見できます。

特に調査員証は、「かたり調査」などに悪用されるおそれがありますので、細心の注意を払いましょう。

書類等を紛失した場合、大至急、都道府県統計主管課の担当者にご連絡をしてください。



■ 事故にあったり、ケガをしたら…

すみやかに連絡しましょう

万一事故にあったら、状況に応じて警察署や消防署に連絡しましょう。ケガをした場合は必ず医師の診断を受けてください。

また、すみやかに都道府県統計主管課の担当者に連絡を取って状況を報告し、指示を受けてください。



災害補償について

統計調査員の皆様が調査活動中の事故やケガの災害に遭ったときは、「地方公務員災害補償法」に基づき、公務災害補償を受けられる場合がありますので、都道府県統計主管課の担当者にご連絡ください。

一方、調査活動に起因して、不慮に他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりした場合の補償については、平成 26 年度から、一般財団法人厚生労働統計協会が公益事業の一環として、「毎月勤労統計調査損害賠償補償事業」を実施しています。

この補償事業は、統計調査員の皆様が掛金を負担する必要はありませんが、別冊「毎月勤労統計調査損害賠償補償事業のご案内」の適用条件を満たすことが必要になっていますので、よくお読みになり、該当すれば都道府県統計主管課に關係書類を提出するなど所要の手続きをお取りください。

毎月勤労統計調査を 安全・円滑に行うために

— 統計調査員のための安全対策マニュアル —

平成29年5月 発行

編集・発行 一般財団法人 厚生労働統計協会
〒103 - 0001 東京都中央区日本橋小伝馬町4 - 9
小伝馬町新日本橋ビルディング3階
☎(代表)03 - 5623 - 4123
(FAX)03 - 5623 - 4125
ホームページ <http://www.hws-kyokai.or.jp/>
印刷 大進印刷 株式会社



■ あなたの担当する調査区

都道府県 番 号			調査区 番 号					
-------------	--	--	------------	--	--	--	--	--

■ 連絡先

	課	係
担当者		
電 話	()	(内線)